

(仮称) 中野区子どもの権利に関する条例の考え方について

(仮称) 中野区子どもの権利に関する条例の考え方について、以下のとおり取りまとめたので報告する。

1 条例の目的

区に関わる全ての人が子どもの権利の尊重の理念を持ち、それぞれの生活および活動に生かすことにより、子どもの権利を保障し、もって子どもにやさしいまちづくりを推進する。

2 条例の考え方 別添のとおり

《構成》

前文

第1章 総則

第2章 子どもの権利の保障

第3章 子どもにやさしいまちづくりの推進

第4章 子どもに関する取組の推進および検証

第5章 子どもの権利の相談および侵害からの救済

第6章 雑則

3 今後のスケジュール (予定)

令和3年12月	条例案に盛り込むべき事項の決定 パブリック・コメント手続の実施
令和4年 2月	第1回定例会に条例提案